

令和6年度 平塚市一般廃棄物処理実施計画

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び同法施行規則の規定に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

1 一般廃棄物の排出の状況

- (1) 計画区域 : 平塚市全域とする
- (2) 計画処理区域内人口 : 257,950人
- (3) 計画期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 一般廃棄物の計画排出量

一般廃棄物の種類	排出量
可燃ごみ	41,380 t
不燃ごみ	3,755 t
資源ごみ	15,515 t
古紙類	6,445 t
空き缶類	927 t
金属	805 t
ビン	1,689 t
布類	1,273 t
廃食用油	101 t
ペットボトル	984 t
容器包装プラスチック	3,017 t
剪定枝	194 t
小型家電	80 t
粗大ごみ	247 t
有害ごみ	58 t
家庭系ごみ合計	60,955 t
事業系ごみ合計	19,064 t
総計	80,019 t
し尿等	6,161 k l
し尿	951 k l
浄化槽汚泥	5,210 k l

※ 処理槽付きディスポーザ汚泥処理システムから発生する汚泥については、可燃ごみに準じて処理することとする。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集運搬	中間処理		最終処分		
		運転管理	処理方法	運転管理	処理方法	
ごみ	可燃ごみ	本市 (一部委託事業者)	委託事業者	焼却	委託事業者	資源化
	不燃ごみ (蛍光灯含む)	委託事業者	委託事業者	破碎、焼却、資源化	委託事業者	資源化 埋立
	粗大ごみ	委託事業者	委託事業者	破碎、焼却、資源化	委託事業者	資源化 埋立
	有害ごみ	委託事業者	—	—	委託事業者	資源化
	適正処理困難物の一部	許可事業者	許可事業者 (*)	破碎、焼却、熔融	許可事業者 (*)	資源化
	古紙類・金属布類・廃食用油	委託事業者	—	—	民間事業者	資源化
	空き缶類	委託事業者	委託事業者	選別・圧縮・梱包	民間事業者	資源化
	ビン	委託事業者	委託事業者	選別	民間事業者	資源化
	ペットボトル 容器包装プラスチック	本市 (一部委託事業者)	委託事業者	選別・圧縮・梱包	民間事業者	資源化
	小型家電	委託事業者	—	—	民間事業者	資源化
	剪定枝	委託事業者	二宮町	破碎	民間事業者	資源化
し尿等	し尿	委託事業者	大磯町	膜分離高負荷 脱窒素処理	委託事業者	資源化
	浄化槽汚泥	許可事業者				

(*)埼玉県寄居町のオリックス資源循環㈱も含む。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 (*)

一般廃棄物の種類	収集運搬	中間処理		最終処分		
		運転管理	処理方法	運転管理	処理方法	
ごみ	下記以外の事業系一般廃棄物	排出者 許可事業者	委託事業者	焼却 破碎	委託事業者	資源化
	剪定枝（産業廃棄物以外の木くずを含む）・古紙		許可事業者	破碎 圧縮梱包 資源化	民間事業者	資源化
	食品廃棄物		民間事業者	資源化	民間事業者	資源化
し尿等	し尿	委託事業者	大磯町	膜分離高負荷 脱窒素処理	委託事業者	資源化
	浄化槽汚泥	許可事業者				

(*)事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において自己搬入又は許可事業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）への委託搬入により適正処理する。なお、平塚市の廃棄物処理施設へは産業廃棄物、資源再生物、適正処理困難物の搬入はできない。

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

a 家庭系ごみ排出抑制の方法

方策	内容
生活スタイルを見直す呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ・食品ロスの発生原因である「直接廃棄・過剰除去・食べ残し」を未然に防ぐよう、「使い切り・食べ切り」の促進、フードバンクの活用をする。また、どうしても出る食品残渣は「水切り」するよう周知する。具体的には、食べ切り・使い切りメニューの実践、水切りネットの利用など、市民が家庭で取り組むことのできる方策を、市民団体などと協力して普及啓発する。 ・使い捨てプラスチック製品の使用削減や物を大切に長く使う生活スタイルへの転換を推進する。具体策として、マイバッグ・マイボトル・マイ箸の利用促進や、簡易包装や詰め替え商品等の選択の推進を「エシカル消費」の観点から普及啓発する。 ・資源再生やリサイクル量の拡大を図るため、分別排出の徹底を周知する。また「5R」の考え方を普及させる中で、環境負荷の低減と併せて、ごみの減量を推進する。
生ごみ処理器や生ごみの処理方法の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理器の廉価販売を継続するとともに、活用方法を相談会や市ウェブサイト等を通じ普及啓発する。

b 事業系ごみの排出抑制の方法

方策	内容
多量排出事業者への指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対し、減量化等計画書の提出の徹底や各種リサイクル法の周知等を図り指導を強化する。 ・立入調査を実施し、定期的な個別指導を実施する。
排出ルールへの指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスペーパー等の資源化などの分別排出に係る誘導を行う。 ・資源再生物や不適正物の混入を防ぐため、ごみ処理施設搬入時の検査を強化する。
排出抑制・減量化策の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者向けに各種リサイクル手法・施設の情報を市ウェブサイトやパンフレットで発信する。
食品廃棄物を排出する関連事業者への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクルや食品ロス削減の仕組みを活用した食品廃棄物の資源化を誘導する。

(イ) 再資源化の方法及び量

種類	方法	量(t)
古紙類	資源化業者への引き渡し	6, 445
空き缶類	中間処理施設で圧縮後、資源化業者への引き渡し	927
金属	資源化業者への引き渡し	805
ビン	資源化業者への引き渡し	1, 689
布類	資源化業者への引き渡し	1, 273
廃食用油	資源化業者への引き渡し	101
ペットボトル	中間処理施設で圧縮後、資源化業者への引き渡し	984
容器包装プラスチック	中間処理施設で圧縮後、資源化業者への引き渡し	3, 017
小型家電	認定事業者への引き渡し	80
剪定枝	中間処理施設で破碎後、資源化業者への引き渡し	938
蛍光管	資源化業者への引き渡し	2
適正処理困難物の一部	中間処理施設で破碎・圧縮後、資源化業者への引渡し	12

(ウ) 関連施設（資源化等施設）の概要

施設名	平塚市リサイクルプラザ（くるりん）				
所在地	平塚市四之宮七丁目3番5号				
処理方式	ビン	スチール缶	アルミ缶	ペット ボトル	容器包装 プラスチック
	選別・貯留	選別・圧縮・貯留			
処理能力	12.8 t/5 h	4.56 t/6 h	2.64 t/6 h	4.56 t/6 h	22.3 t/5 h
	合計 46.86 t/日				

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集・運搬する廃棄物の量、収集区域の範囲、収集回数、収集の方法

廃棄物の種類	量(t)	範囲	収集回数	収集の方法
可燃ごみ	41,380	平塚市全域	週2回	ごみ集積所回収 (一部の地域のみ 各戸収集)
不燃ごみ	3,755		月2回	ごみ集積所回収
粗大ごみ	247		随時	各戸収集
有害ごみ	58		月2回	ごみ集積所回収
古紙類	6,445		月2回	ごみ集積所回収
空き缶類	927			
金属	805			
ビン	1,689			
布類	1,273			
廃食用油	101		週1回	ごみ集積所回収
ペットボトル	984			
容器包装プラスチック	3,017			

小型家電	80	月2回 随時 随時	ごみ集積所回収 拠点回収 自宅回収（宅配）
剪定枝	194	随時	各戸収集

(イ) 市が収集・運搬を行わない一般廃棄物

「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第26条に定める一般廃棄物の他、当実施計画で定める「市が処理を行わない一般廃棄物」とする。

ただし、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める対象機器で、購入した販売店が不明な場合や自己で搬送ができない等の理由がある場合は、市又は委託事業者が有料で収集を行う。

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設の概要

a ごみ焼却施設

施設名	環境事業センター
所在地	平塚市大神三丁目15番1号
処理方式	全連続流動床式
処理能力	105 t/24 h × 3基

b 粗大ごみ破碎処理施設

施設名	粗大ごみ破碎処理場
所在地	平塚市堤町3番5号
処理方式	横型回転衝撃せん断方式
処理能力	55 t/5 h

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

施設	搬入者	搬入量(t)
ごみ焼却施設	平塚市直営収集 (一部委託業者)	41,380
	収集運搬許可業者	15,688
	排出者直接搬入	2,807
	粗大ごみ破碎処理場	2,797
	大磯町	7,344
	二宮町	5,156
粗大ごみ破碎処理施設	委託事業者	2,827
	排出者直接搬入	1,307
	大磯町	615
	二宮町	634
資源化等施設① (リサイクルプラザ)	平塚市直営収集 (一部委託業者)	4,001
	委託事業者	2,616
	大磯町	348
	二宮町	259
資源化等施設② (資源再生物搬入施設)	委託事業者	8,624

資源化等施設③ (使用済乾電池処理施設)	委託事業者	58
資源化等施設④ (小型家電処理施設)	委託事業者	80
資源化等施設⑤ (剪定枝処理施設)	委託事業者	938
資源化等施設⑥ (蛍光管処理施設)	委託事業者	2
資源化等施設⑦ (適正処理困難物の処理施設)	許可事業者 排出者直接搬入	12

(ウ) 残渣の量及び処理方法

施設	残渣の量	処理方法
ごみ焼却施設	焼却残渣 5,618 t/年	資源化
	炉下金属 189 t/年	
	県外搬出 100 t/年	埋立
粗大ごみ破碎処理施設	破碎選別後可燃物 2,797 t/年	焼却
	破碎選別後不燃物 721 t/年	埋立
	破碎選別後磁選物 613 t/年	資源化
資源化等施設	手選別後可燃物 126 t/年	焼却
	手選別後不燃物 59 t/年	破碎

エ 最終処分計画

(ア) 最終処分場の概要

最終処分場名	遠藤原一般廃棄物最終処分場	
	第1期 (埋立終了)	第2期 (埋立中)
所在地	平塚市土屋 585 番地先	
埋立地面積	17,850 m ²	26,600 m ²
全体容量	223,000 m ³	233,000 m ³
残余容量	77,272 m ³ (令和5年3月末現在)	

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立容量

搬入者	埋立量
粗大ごみ破碎処理施設	724 t

(ウ) 埋立計画

第2期分の埋立区域に、サンドイッチ・セル方式により埋立を行う。

(エ) 県外搬出

災害時等の非常時においても、ごみ処理は重要なライフラインとして位置付け、生活環境を保全しつつ、迅速かつ適正な処理を行う。そのために、平時の訓練等による備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目ない対応が行えるよう、民間事業者や県・近隣自治体等と連携を図る。

県外搬出先	民間事業者(*)

(*)秋田県大館市及び小坂町の DOWA エコシステム(株)

オ その他

(ア) 市民に対する広報・啓発活動

活動	内容
啓発イベントの実施	多くの方にごみの減量化、資源化への関心を持っていただくため、生ごみ処理器の廉価販売、水切りネットの紹介・配布及び啓発パネルの展示等による 5R の推進イベントを実施する。また、ごみ収集車を活用した啓発活動のため、緑化まつり、環境フェア等のイベントへ出展する。
清掃業務見学会	ごみに対する理解をより深めてもらうため、市民の各種団体を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施する。
ごみ学級	家庭のごみ・資源の分け方・出し方など、ごみに関するモラル向上を図るため、市内の小学校4年生の社会科の授業で実施する。
ごみ収集車見学会	環境学習のきっかけとして、保育園・幼稚園等を対象としたごみ収集車の見学会を実施する。
平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度	商店がごみ減量化・資源化協力店として登録し、登録した店舗は「協力店証」及び「表示ステッカー」を掲出し、包装の簡素化、買い物袋の持参の推進等を行う制度で、平成8年度から実施している。今後も商店及び市民の意識向上の観点から引き続き実施する。
ごみの減量化・資源化のキャラクター	市民にごみ問題、環境問題の関心を深めてもらうために減量化及び資源化のシンボルとして動物の「サイ」をキャラクターに採用した（愛称：クルクル）。今後もチラシ等や各種イベントでのPR活動・啓発活動などに使用する。
マイバッグ持参の促進	マイバッグ持参及びレジ袋削減の普及啓発のため、平塚市ごみ減量化推進委員会と協力し、イベントや店舗等でのキャンペーン、持参率調査を行っている。
生ごみ自家処理相談会の実施	生ごみ処理器やプランター等の身近な道具を活用した生ごみの処理又は堆肥化の相談会を市民の協力を得ながら実施する。
フードドライブの実施	食品ロスの削減が喫緊の課題となっている中、まだ十分に食べられる食品を必要としている人々へとつなぐ架け橋として、フードドライブを市民の協力を得ながら実施する。
啓発チラシの回覧	ごみの分け方や出し方、ごみ処理量や経費等を周知するとともに、ごみに対して興味を持っていただくため「平塚市ごみ通信」を年3回発行する。平塚市全自治会の回覧を利用し、多くの方の目に触れるように行う。
平塚市ごみ減量化推進委員会	「ごみ減量化だより」の発行・回覧やキャンペーンを通して、分別の徹底、マイバッグの持参、生ごみの水切り、5R（①リデュース②リユース③リサイクル④リフューズ⑤リニューアブル）等の普及啓発に取り組む。

(イ) 事業系一般廃棄物を排出する事業者への指導方針

一般廃棄物処理基本計画及び同実施計画に協力するよう指導を行う。

(ウ) 一般廃棄物処理業者（法7条）の指導方針

一般廃棄物処理基本計画及び同実施計画に協力するよう指導を行う。

一般廃棄物処理業の許可は、原則市内で発生する事業系一般廃棄物及び市による収集又は運搬が困難な家庭系一般廃棄物（既に同条許可を受けている事業者で、かつ積み替え保管施設等の基準を満たしている場合に限る）を対象とする。

一般廃棄物処理業の新規許可は、市及び既存の許可業者による処理が現状において困難となっていないため法令又は一般廃棄物を資源化する等、新たに必要が生じた場合等を除き行わない。

(エ) 市が処理を行わない一般廃棄物

a 適正処理困難物

本市では法第6条の3第1項の規定に基づき指定されている物[※]のほか、一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難なものを適正処理困難物として指定している。

区分	品目の例示	排出方法
適正処理の方法が存在するもの	家電リサイクル法対象物（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機）、FRP 船（モーターボート、ヨット、水上オートバイ、漁船など）、パソコン、密閉型蓄電池、開放型鉛蓄電池、バッテリー、二輪自動車、消火器、火薬類、インクカートリッジ、携帯電話用装置、自動車、タイヤ	排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した事業者や販売店に引き取りを依頼する。
爆発性、毒性、感染性のあるもの	廃油、灯油、ガソリン、塗料、薬品、ガスボンベ、感染性廃棄物	
著しく悪臭を発するもの	多量の汚物、汚泥	
上記に掲げるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの	断熱材、グラスウール、サーフボード、風呂桶、ピアノ、耐火金庫、土砂、石、コンクリートブロック、臼、瓦、レンガ、石膏、石膏ボード、太陽光発電設備、業務用大型製品（コンプレッサー、冷蔵庫、製氷機、発電機、変圧器、耕運機、トラクター等）	

※①廃ゴムタイヤ（自動車用）②廃テレビ受像機（25型以上）③廃電気冷蔵庫（2500以上）
④廃スプリングマットレス【④は平塚市では処理可能】

b 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

(2)生活排水処理実施計画

生活排水の処理主体

区分	施設	運転・管理
収集・運搬 (し尿・浄化槽汚泥)	—	委託事業者 許可事業者
汚水処理	四之宮水再生センター 柳島水再生センター	神奈川県
	平塚市土屋浄化センター 平塚市吉沢浄化センター	委託事業者
	大磯町美化センター し尿処理施設	大磯町

ア 生活排水処理計画

計画処理区域内人口	257,950人
水洗化・生活雑排水処理人口	254,867人
①下水道	250,354人
②合併処理浄化槽	1,642人
③コミュニティプラント	0人
④農業集落排水処理	2,871人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,610人
非水洗化人口	473人
し尿汲み取り人口	473人
自家処理人口	0人
生活排水処理率	98.8%

イ し尿・汚泥の処理計画

(ア) 収集・運搬計画

a 収集・運搬する廃棄物の量

浄化槽汚泥	5,210k l
し尿量	951k l
し尿量等合計	6,161k l

b 収集区域の範囲 平塚市全域

c 収集回数 浄化槽汚泥 随時
し尿汲み取り 定額制…20日に1回 ・ 従量制…随時

d 収集の方法 浄化槽汚泥 許可事業者が収集
し尿汲み取り 委託事業者が収集

(イ) 中間処理計画

a 処理施設の概要

施設名	所在地	処理方法	処理能力
大磯町美化センター し尿処理施設	中郡大磯町 虫窪 66	膜分離高負荷 脱窒素処理	50k l / 日

b 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

廃棄物の種類	搬入者	量
浄化槽汚泥	許可事業者	5,210k l
し尿	委託事業者	951k l

(ウ) 最終処分計画

焼却残渣資源化

ウ その他

市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広

報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報や市ウェブページを通じてその徹底に努める。